

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

しょう ひと く けんり まも
～障がいのある人などの暮らしや権利を守るために～

◆このようなことでお困りはありませんか？

- ・成人している娘に知的障害があり、わたしたち親が高齢になったときが心配だ・・・」
- ・「通帳や保険証をなくしたり、どこにしまったか分からなくなる。」
- ・「悪質業者からの電話がありだまされそうになった。今後もだまされないか心配だ・・・」

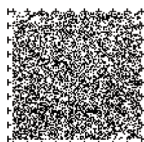
せいねんこうけんせいど ◆成年後見制度とは？

- ・知的障害、精神障害、発達障害、認知症などによって物事を判断する能力が不十分な人について、（ここでは「ご本人」といいます。）、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人等」）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。
- ・具体的には、ご本人の判断能力が不十分になる前に利用契約する「任意後見制度」と、ご本人の判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」があります。



にんいこうけんせいど 「任意後見制度」とは？

- ・任意後見制度とは、ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。
- ・任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場におたずねください。
- ・ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。



ほうていこうけんせいど
「法定後見制度」とは？

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられ、本人や家族の申し立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援します。

ご相談ください



種類	後見	保佐	補助
利用できる人	日常生活で判断力がほとんどない人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援する人が与えられる権限	代理権 本人の財産に関する全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権・取消権 日常生活に関する行為※以外の全ての法律行為（取消権のみ）	日常生活に関する行為※以外の法律上定められた重要な法律行為	日常生活に関する行為※以外の、本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた法律行為

※日用品（食料品や衣料品等）の購入等「日常に関する行為」については取り消しの対象にはなりません

代理権

成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限です。

同意権

本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限です。

取消権

成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です。

「将来の不安に備えたい！でも何から始めればいいのか？」
今後どんなことに備えていくべきかを一緒に考えましょう。
お気軽にご相談ください。

◆障がいのある人 ⇒ 長寿福祉課・福祉係 TEL 72-3135

◆高齢者 ⇒ 高齢者支援センター TEL 72-2697

※中能登町は、成年後見制度に関する相談や制度の利用を促進するための「中核機関」を設置しています。

